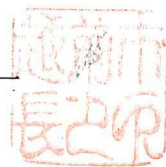


越前市告示第98号

令和7年9月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月25日

越前市長 山 田 賢 一



- 1 日 時 令和7年9月1日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 4 5 号から議案第 4 7 号まで

令和 6 年度越前市企業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度の越前市水道事業会計、越前市工業用水道事業会計及び越前市下水道事業会計について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、利益の処分に関し議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 4 5 号 令和 6 年度越前市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 6 号 令和 6 年度越前市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 4 7 号 令和 6 年度越前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 48 号から議案第 51 号まで

令和 6 年度越前市決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、次に掲げる決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 48 号 令和 6 年度越前市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 49 号 令和 6 年度越前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 50 号 令和 6 年度越前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 51 号 令和 6 年度越前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 2 号

越前市印鑑条例の一部改正について

越前市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市印鑑条例の一部を改正する条例

越前市印鑑条例（平成 1 7 年越前市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「代理人に委任して申請しようとするとき」を「本人からの委任を受けて代理人が持参しようとするとき」に、「同項の規則に定める」を「規則で定める」に改める。

第 6 条第 1 項中「前条に規定する確認をしたとき」を「本人の意思等であることを確認したとき」に、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

第 1 4 条第 1 項前段中「又はその代理人」を削り、同項後段中「入力装置に暗証として入力する 4 けたのアラビア数字（以下「暗証番号」という。）を入力しなければならない」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書（以下単に「利用者証明用電子証明書」という。）に係る暗証番号を入力装置に入力するものとする」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「申請があったとき」を「申請があった場合」に、「した上」を「できたときは」に、「交付し、かつ、当該印鑑登録証等を返付する」を「交付する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者（個人番号カード印鑑登録者を除く。）が疾病その他やむを得ない事由により、自ら申請することができないときは、代理人により申請することができる。この場合において、当該代理人は、印鑑

登録者本人の印鑑登録証及び代理人の本人確認書類を添えて、印鑑登録証明書
交付申請書により市長に申請するものとする。

第 15 条中「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関
する法律（平成 14 年法律第 153 号）に規定する利用者証明用電子証明書」を
「利用者証明用電子証明書」に改める。

第 16 条から第 18 条までを削り、第 19 条を第 16 条とし、第 20 条を第 1
7 条とする。

第 21 条を削り、第 22 条を第 18 条とし、第 23 条から第 25 条までを 4 条
ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

議案第 5 3 号

越前市附属機関設置条例の一部改正について

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例

越前市附属機関設置条例（平成 2 4 年越前市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	担 任 事 務	委員等の 人 数	設置できる 執行機関
越前市事業計画等 策定委員会	総合計画以外の事業計画等の策 定及び改定に関する調査審議	諮問ごとに 1 5 人以内	各執行機関
越前市事務事業等 評価委員会	事務事業、事業計画等に関する 評価の調査審議	諮問ごとに 1 5 人以内	各執行機関
越前市政システム 改革推進委員会	行財政構造改革等の推進に関す る調査審議	1 0 人以内	市長
越前市いじめ等第 三者調査委員会	越前市いじめ調査委員会の調査 結果に関する調査審議その他第 三者による調査が必要と市長が 認める事項に関する調査審議	1 0 人以内	市長
老人ホーム入所判 定委員会	老人ホームへの入所に関する審 議	6 人以内	市長
越前市地域包括支 援センター運営協 議会	地域包括支援センターの設置、 運営、評価等に関する審議	1 1 人以内	市長

越前市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送登録申請、更新その他運営に関する審議	15人以内	市長
越前市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援に関する調査審議	21人以内	市長
予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害について、医学的見地からの調査、助言	5人以内	市長
越前市福祉健康センター運営協議会	越前市福祉健康センターの運営に関する調査審議	15人以内	市長
越前市下水道事業推進対策協議会	下水道事業整備計画及び水洗化普及促進に関する調査審議	20人以内	市長
越前市水道料金・下水道使用料等協議会	水道料金、下水道使用料等に関する調査審議	15人以内	市長
越前市教育支援委員会	幼児、児童及び生徒の心身の障がいに関する調査、検査及び判断並びに支援体制への助言	35人以内	教育委員会
越前市スクールランチ運営監理委員会	越前市スクールランチ運営に関する調査審議	15人以内	教育委員会
越前市結核対策委員会	小・中学校における結核対策の管理方針に関する調査審議	6人以内	教育委員会
越前市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づく学校等におけるいじめの重大事態に関する調査審議	10人以内	教育委員会

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年越前市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表第２９号を第３１号とし、同表第２０号から第２８号までを２号ずつ繰り下げ、同表第１９号中「第２１号」を「第２３号」に改め、同号を第２１号とし、同表第１８号を第１９号とし、同号の次に次の１号を加える。

(20) 越前市いじめ調査委員会委員	日額 ７，７００円（当該者が委員長であるときは、当該額に５００円を加算した額）。ただし、教育委員会の諮問に基づく調査の実施又は当該調査の結果に係る報告書の作成に関する業務については、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額 ア 弁護士である者 １時間当たり ２２，０００円 イ ア以外の者 １時間当たり５， ０００円
--------------------	---

別表第１７号を第１８号とし、同表第１４号から第１６号までを１号ずつ繰り下げ、同表第１３号の次に次の１号を加える。

(14) 越前市いじめ等第三者調査委員会委員	日額 ７，７００円（当該者が委員長であるときは、当該額に５００円を加算した額）。ただし、市長の諮問に基づく調査の実施又は当該調査の結果に係る報告書の作成に関する業務については、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額 ア 弁護士である者 １時間当たり ２２，０００円 イ ア以外の者 １時間当たり５， ０００円
------------------------	--

議案第 5 4 号

工事の請負契約について

越前市武道館耐震補強等工事を次のとおり契約するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 越前市武道館耐震補強等工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 制限付き一般競争入札による契約 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2 0 2 , 2 9 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 株式会社竹内工務店・株式会社三田村工務店・港屋重機建設株式会社・谷口建設株式会社特定建設工事共同企業体
代表者 越前市上太田町第 5 0 号 7 番地の 1
株式会社竹内工務店 |

議案第 55 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

認定する路線

路線名	起 点	終 点	延長(m)
市道第3643号線	家久町101字6番1先	家久町101字3番1先	125.4
市道第3644号線	芝原五丁目14字25番4先	芝原二丁目14字6番39先	482.7
市道第3645号線	芝原二丁目14字6番37先	芝原二丁目19字8番17先	154.1
市道第3646号線	芝原二丁目14字6番26先	芝原二丁目19字17番7先	149.4
市道第3647号線	芝原二丁目19字9番3先	芝原二丁目19字17番10先	136.3
市道第4552号線	村国四丁目7字1番1先	村国四丁目7字1番27先	259.1
市道第4553号線	馬上免町2字1番17先	馬上免町2字1番3先	118.3
市道第4554号線	馬上免町2字1番5先	馬上免町2字1番7先	30.6

議案第 5 6 号

財産の取得について

市道の除雪作業用として、次の除雪車を取得するものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名称及び数量 | トラクターショベル（1.3 m ³ ）1 台
除雪ドーザー（8 t 級）1 台
除雪ドーザー（11 t 級）1 台
除雪ドーザー（14 t 級）1 台 |
| 2 | 取得予定価格 | 60,445,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 鯖江市神中町2丁目418番地
日本キャタピラー合同会社 福井営業所 |

議案第 5 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市家久町

氏 名 長谷川 美津代

年 齢 7 0 歳

令和 7 年 1 0 月 1 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

議案第 5 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 越前市八石町

氏 名 蓑輪 優子

年 齢 7 1 歳

令和 7 年 1 0 月 1 日 提出

越前市長 山 田 賢 一